

横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校・附属中学校

いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 24 日 策定

平成 30 年 2 月 28 日 改訂（最新）

1 いじめ防止に関する基本的な考え方

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法第 2 条にあるように、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ からかわれたり、悪口やいやなことを言われたりする
- ・ 仲間はずれにされたり、無視されたりする
- ・ 遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりする
- ・ 友達にお金を無理やり取られたり、食べ物をおごらされる
- ・ いやなことや恥ずかしいことをさせられたり、されたりする
- ・ メールやネット上のサイトに悪口を書かれたりする 等

いじめは、いじめを受けた生徒等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校では、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し全職員で組織的に取り組む。

2 いじめ防止対策委員会設置について

(1) 委員会の構成

委員長 校長

構成員 附属中学校より

校長代理、副校長、主幹教諭、教務主任、学年主任、生徒指導専任教諭、養護教諭、担任

高等学校より

校長代理、副校長、主幹教諭、教務主任、総務主任、年次主任、養護教諭、担任、生活保健指導部主任及び年次担当

※委員長は必要に応じて心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの参加を求める。

(2) 委員会の役割

- ア いじめの予防活動を企画運営する。
- イ いじめを早期に発見するための取り組みを行う。
- ウ いじめ事案が発生した場合、対応の中核となり活動を行う。
- エ いじめ防止、対応について、教職員の研修を企画運営する。
- オ 必要に応じて、警察、児童相談所などの外部機関との連携の窓口となる。

(3) 委員会の運営

- ア 月1回以上、定期的を開催する。
- イ いじめの疑いがある段階で、直ちに委員会を開催する。
- ウ 対応方針は委員会で検討し、委員長が決定する。
- エ 会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

(4) いじめ防止対策委員会年間計画

月	内容
4月	・いじめ防止対策委員会発足 ※以後定期的に開催 ・年度当初のいじめ防止に向けての指導方針策定 ・生徒集会での指導 ・保護者への説明 ・ホームページへの掲載 ・アンケートの結果をもとに教育相談の実施（附属中） ・生活保健指導部で報告、情報交換 ※以後毎月実施 ・高校年次会、附属中学年会で報告、情報交換 ※以後毎月実施
5月	・職員会議での情報交換 ・職員研修実施
6月	・職員会議での情報交換 ・YPアセスメントの実施（附属中）
7月	・第1回いじめアンケート実施・職員会議に報告 ・三者面談の実施
9月	・職員会議での情報交換 ・アンケートの結果をもとに教育相談の実施（附属中）
10月	・第2回いじめアンケート実施・職員会議に報告
11月	・YPアセスメントの実施（附属中）

	<ul style="list-style-type: none"> ・学級担任による個人面談の結果を集約・職員会議に報告（高校） ・職員研修実施 ・学校評価アンケートの実施
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市の「いじめ解決一斉キャンペーン」の実施 ・三者面談の実施（附属中） ・職員会議での情報交換
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議での情報交換 ・アンケートの結果をもとに教育相談の実施（附属中）
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議での情報交換
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の振り返りおよび点検、次年度の年間計画作成

※Y Pアセスメント：よりよい学校生活と友達づくりのための生徒向けアンケート

3 いじめ防止及び早期発見のための取組

(1) いじめの未然防止のための取組

- ア 「自分も他の人も大切に作る心」を育てる。教職員は、生徒が将来的に必要な社会性を身につけられるように、日常の基本ルールを教えるとともに、カウンセリングマインドを持って、生徒の身体的及び精神的な健康の支援を行う。
- イ お互いに相手の気持ちを思いやりながら、素直な自己表現ができ、より良いコミュニケーションができるような環境をつくる。
- ウ 教職員は日ごろの学校生活を通じて生徒との信頼関係を築き、相談しやすい体制を整える。
- エ インターネット上のいじめについては、情報モラルの指導を徹底し、年度当初に注意を促す文書を配布する。
- オ いじめ防止のための教職員研修を実施する。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ア 集会やHR・学活、保護者会、個人面談等で生徒や保護者の協力・理解を得る。生徒・保護者・教職員から寄せられる情報をもとに、生徒情報を把握し、いじめの早期発見に努める。
- イ すべての教職員は、学校生活全般を通じて生徒の様子を把握に努め、気になる生徒がいる場合に速やかに声かけを行い、いじめ防止対策委員会に報告する。
- ウ 年2回（7月・12月）いじめアンケートを実施する。
- エ 個人面談等において、担任による聞き取り調査を行う。
- オ 被害児童生徒及び保護者への支援、加害児童生徒及び保護者への指導を徹底する。
- カ 必要に応じて警察署等関係機関、専門機関との連携を図る。

4 いじめに対する措置

(1) 組織的な対応の徹底

ア いじめの疑いがあった段階で、特定の教員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会に報告・相談する。

イ いじめ防止対策委員会を中核として、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで組織的に取り組む。

(2) 被害生徒及び保護者への支援、加害生徒及び保護者への指導・支援

ア 被害生徒に対しては、事情や心情を聴取し、生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。

イ 被害生徒の保護者への対応・支援は保護者の気持ちをしっかり受け止めた上で、適切に取り組む。

ウ 加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。加害児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。

エ 加害生徒の保護者への対応・支援はいじめた子どもの背景にあるものを認識した上で、いじめは許されない行為であるという毅然とした態度で対応する。

(3) 警察署等関係機関、専門機関との連携

ア 「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害生徒を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。

イ 生徒の状況に応じて、教育委員会や各種の相談機関、専門機関と連携して対応する。

(4) いじめの解消の要件

「いじめが解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ア いじめの行為が少なくとも3カ月止んでいること。

イ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

(5) 再発防止・継続支援

ア 被害生徒のケアを行う。

イ 加害生徒のケアを行う。

ウ 家庭や関係機関との連携を努める。

エ 学校体制を見直す。

4 研修等の実施

(1) 研修の内容

- ア 年度当初に生徒理解研修を実施する。
- イ いじめ防止・対策に向けた校内研修を行う。
- ウ 毎月の職員会議と高校年次会、附属中学年會での研修
- エ 必要に応じてスクールカウンセラーとの研修
- オ YPアセスメントの結果に基づく生徒理解研修（附属中）

5 学校運営協議会等の活用

- ・必要に応じていじめ問題などを保護者・地域と共有して対応する。

6 重大事態

(1) 重大事態とは

いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号の「相当の期間」

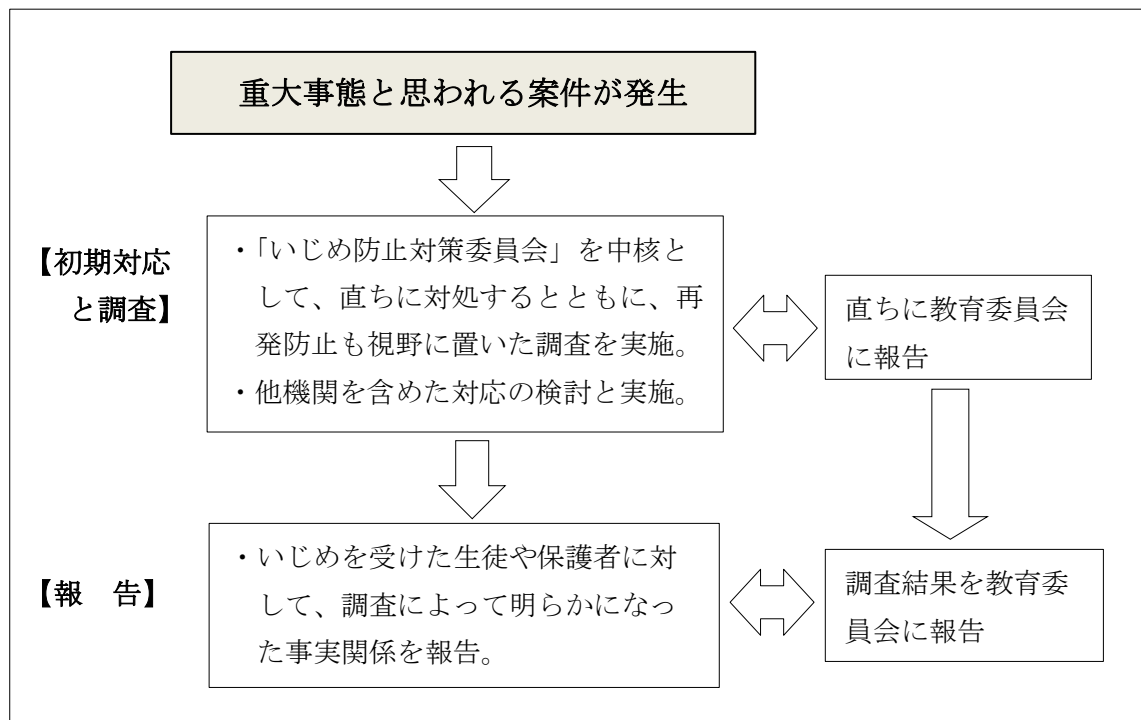
国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、日数だけでなく、状況や状態等、個々のケースを十分把握する必要がある。

児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査

(2) 重大事態への対処

ア 重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

イ いじめを受けた児童生徒や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。



7 その他

・学校がより実効性の高い取組を実施するために、学校いじめ対策防止基本方針が実情に即して適切に機能しているかをいじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要があると認められる場合には、学校基本方針を改訂し改めて公表する。